

2025 年 11 月 26 日

公正取引委員会からの課徴金納付命令書の受領について

株式会社 ENEOS ウイング
代表取締役社長 大石和宏

当社は、本日、長野県北信地区における給油所のガソリン販売価格の決定に関し、公正取引委員会から課徴金納付命令書を受領しましたのでお知らせします。

本件に関しまして、お客様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

本命令書を受領した事実を厳粛に受け止め、さらなる法令遵守の徹底および再発防止に努めてまいります。

記

1. 課徴金納付命令の概要

当社は、2025 年 2 月 18 日に公正取引委員会が、長野県北信地区の給油所におけるガソリン販売価格の決定に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、長野県石油商業組合への立入検査を実施して以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

今般、同組合北信支部が実施していたガソリン販売価格改定に関する一連の行為が独占禁止法第 8 条（不当な取引制限）に違反していると認定されたことに伴い、同組合北信支部に所属する当社給油所における 2024 年 12 月 19 日から 2025 年 2 月 4 日の間のガソリン販売価格の改定が同違反の実行行為にあたるとされ、これに対して 544 万円の課徴金の納付を命ぜられたものです。

なお、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金の 30%の減額が認められております。

2. 業績に与える影響

当該課徴金による当期の業績に与える影響は限定的です。

以上